

第5期介護保険料(平成24~26年度)				
平成24~26年度		対象者	平成21~23年度	
第5期所得段階	第5期保険料(円)		第4期所得段階	第4期保険料(円)
第1段階	25,800 (2,150)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金受給者	第1段階	21,000 (1,750)
第2段階	25,800 (2,150)	世帯全員が市町村民税非課税	第2段階	21,000 (1,750)
第3段階	35,088 (2,924)		本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	第3段階
第4段階	37,152 (3,096)	本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超	第4段階	39,900 (3,325)
第5段階	49,020 (4,085)			
第6段階(基準額)	51,600 (月額4,300)	本人は市町村民税が非課税だが世帯の中に課税されている方がいる	第5段階(基準額)	42,000 (月額3,500)
第7段階	61,920 (5,160)	本人が市町村民税課税	第6段階	50,400 (4,200)
第8段階	64,500 (5,375)		第7段階	52,500 (4,375)
第9段階	79,980 (6,665)		第8段階	65,100 (5,425)
第10段階	85,140 (7,095)		第9段階	69,300 (5,775)
第11段階	90,300 (7,525)		第10段階	73,500 (6,125)
第12段階	95,460 (7,955)		第11段階	77,700 (6,475)
第13段階	100,620 (8,385)			

65歳以上の方へ 平成24年度から介護保険料が変わります。

平成24~26年度の介護保険料の基準額が4,300円に改定されました。
介護保険料は3年ごとに見直しをしています。今回の見直しによって、改定された保険料についてお知らせします。



☎ 保険健康課 ☎ 84-0320

介護保険料の見直し

65歳以上の方が納める介護保険料は、各市町村が3年ごとに介護保険事業計画を策定し、定めることとなっています。

開成町では、平成24~26年度の3年間に於ける第5期介護保険事業計画を策定し、高齢者数や要介護認定者の推計を行うとともに、今後の介護サービスの利用見込みから必要な介護サービスの費用を推計し、介護保険料を改定しました。

高齢者の現状

平成12年度に介護保険制度が導入され、住民にも広く浸透しています。この間、要介護認定者は増加し続け、平成12年度には179人でしたが、平成23年度末では414人に達する状況です。
75歳以上の後期高齢者も増加しており、要介護認定者が増えます。増加することが予想されます。

第5期の介護保険料

開成町全体で、介護サービスにかかる費用は、第4期計画期間(平成21~23年度)は

約17億5千万円でしたが、第5期計画期間(平成24~26年度)は約22億4千万円に増加する見込みです。

その原因として、高齢者数の増加に伴う要介護認定者の増加、介護報酬の引き上げ、地域密着型サービスの増加による給付費の伸びなどがあげられます。

こうしたことを加味し、第5期に必要な保険料を試算し、基準額を月額4,300円と改定しました。(改定前は3,500円)

介護保険料の決め方

介護保険の財源は、半分が国、県、市町村の公費(税金)で、残りの半分が40歳以上の方が納めていただく保険料により賄われています。【図1】

納めていただく保険料のうち、約21%は65歳以上の方(第1号被保険者)、29%が40歳~64歳の方(第2号被保険者)が負担しています。

開成町で介護サービスにかかる費用の全体のうち、約21%を65歳以上の方の人数で割り、基準額を算出し、課税状況などに応じた所得段階別の保険料が設定されます。【図2】

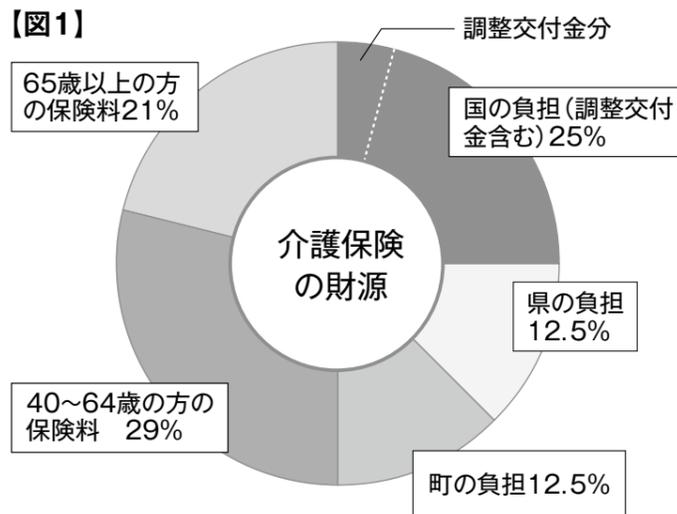
保険料段階の見直し

このように、人口や介護サービスの利用状況などに必要な費用をもとに保険料額が算出されるため、各市町村によって保険料額に違いがあります。

開成町では第4期までは11段階で設定していましたが、第5期については、より負担能力に応じた保険料となるように、13段階に設定しました。また、所得の低い方への配慮として第3段階を細分化し、

保険料の上昇をおさえています。
今年度の各個人それぞれの介護保険料額については、6月中旬にお送りする納入通知書で、確認してください。
一人一人が納める保険料は、介護保険を健全に運営するためのたいせつな財源です。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

【図1】



【図2】

基準額の算出方法

$$\frac{\text{介護保険にかかる給付に必要な費用}}{\text{65歳以上の方の負担分(約21\%)}} \div \text{65歳以上の方の人数} = \text{基準額}$$

7月9日から 外国人住民の住民基本台帳 制度がスタートします



☎ 税務窓口課 ☎ 84-0313

■住民基本台帳法の一部改正により、外国人住民の方にも住民票が作成されます。

○日本人住民と外国人住民とが世帯ごとに編成され、住民基本台帳が作成されます。

○日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

○今まで、外国人の方は転出の届出は必要ありませんでしたが、日本人と同様に転出手続が必要になります。国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合で

も、原則として転出届を提出していただくこととなります。
また、転入時には前住所の転出証明書が必要となります。
住所を変更する際には、在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをご持参ください。

■現在外国人登録されている、7月9日に引き続き開成町に居住している方は自動的に住民票が作成されますので、特別な届けは必要ありません。
また、在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と町の両方に必要だった届出が、地方入国管理局のみへの届出で済みます。

※住民票、戸籍等の請求には本人確認書類の提示が必要です。運転免許証等の写真貼付の公的機関の発行する証明書がない場合は、保険証、年金手帳など二つ以上の提示をお願いします。